

戸籍謄抄本等の郵送申請書(法人用)

(宛先) 愛知県岡崎市

平成 年 月 日

申請者	住所(所在地)			
	名称(会社) 代表者名	印(法人印)		
	住所(担当者)			
	担当者名			
	昼間の連絡先	()	-	
どなたの証明ですか	氏名	フリガナ	明治 大正 昭和 平成	
			年 月 日生	
	本籍地	岡崎市	筆頭者	
何が必要ですか	<input type="checkbox"/> 戸籍	全部事項証明書(謄本)	通	450円
		個人事項証明書(抄本)	通	
	<input type="checkbox"/> 除籍	全部事項証明書(謄本)	通	750円
		個人事項証明書(抄本)	通	
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍 (平成・昭和)	全部事項証明書(謄本)	通	750円
		個人事項証明書(抄本)	通	
<input type="checkbox"/> 身元証明書	※代理権授与通知書(委任状)等が必要となります。 【2枚目(※注1)を必ずご覧ください。】		通	200円
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	全部証明(全員の写し)	通	※市区町村によって料金は異なります。	
	個人証明(一部の写し)	通		
使用目的	○具体的な使いみち(下へ記入)			
	※申請理由を詳しく記載していただいたうえで、正当と判断される場合のみ証明書を交付させていただきます。 例: 請求者は平成〇〇年〇月〇〇日、岡崎太郎に対し別添契約書の写しのとおり、金〇〇万円を貸し付けたが、〇〇万円が未返済のまま平成〇〇年〇月〇〇日に死亡したため、返済を求めるにあたり、同人の記載されている戸籍によって相続人を特定する必要があるため。			

※ご不明な点があればお問合せください。

市民生活部市民課 証明窓口班 TEL (0564)-23-6128

手数料(定額小為替)	円分
返送料(切手)	円分

注 意 事 項	①疎明資料	○契約書の写し ○会社間での委託・譲渡がある場合や契約者と請求者が異なる場合は委託・譲渡契約書の写し等 ○相続人調査の場合は、契約者等の死亡の確認できる書類の写しや相続人確定に至る経緯の確認できる戸籍謄抄本の写し等	
	②権限確認書類 (請求の任にあっている方)	法人代表者の場合	代表者事項証明書等の原本 (発行から 3 か月以内のもの)
		代表者以外の場合	◎代表者事項証明書等の原本 (発行から 3 か月以内のもの) ○社員証、在職証明書、保険証の写し (法人名・所在地の記載があるもの。名刺は不可。) ※社員証がない場合は委任状 (代表者事項証明者や履歴事項証明書に記載された役員からの委任を受けたもの)
	※権限確認書類の原本還付を希望される場合は、原本と併せて原本の写し (コピー) に「原本と相違ありません」と記載し、署名または記名押印したものの提出が必要となります。		
	③本人確認書類	運転免許証、保険証、住民基本台帳カード等の写し	
	④手数料	定額小為替	
⑤返信用封筒	返送先は権限確認書類、社員証等で確認できる法人所在地のみです。 ※返信用封筒には必ず切手を貼付してください。		
個人が法人に委任をし、法人から申請する場合 (※注 1)	上記書類の②③④⑤に加えて下記書類が必要となります。 ○本人 (委任者) からの代理権授与通知書 (委任状) ○本人 (委任者) の本人確認書類の写し (写しの余白部分に「原本の写しに相違ありません」と記載していただき、氏名の自署及び委任状に押印の印鑑と同じ印鑑の押印のあるもの)		